

| 議 事 録 | |
|--------------|---|
| 会議の名称 | 平成 30 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 10 回 定 例 会 |
| 開催日時 | 平成 30 年 11 月 20 日 (火) 午後 4 時 10 分 |
| 開催場所 | 秦 荘 庁 舎 2 階 大 会 議 室 |
| 出席者 | <p>【教育委員】 4 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】 7 名 教育管理部長 中村治史 教育振興課長 北川寛 生涯学習課長 藤居祐司 歴史文化博物館長 大友暢 給食センター所長 本田康仁 図書館長 茶谷えりか 教育振興課係長 増居志穂</p> |
| 議事日程 | <p>日程第 1 議案第 33 号 愛 荘 町 体 育 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て</p> <p>日程第 2 議案第 34 号 愛 荘 町 要 保 護 お よ び 準 要 保 護 児 童 生 徒 就 学 援 助 費 支 給 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 に つ い て</p> <p>日程第 3 議案第 35 号 愛 荘 町 立 中 学 校 部 活 動 指 導 員 に 関 す る 要 綱 に つ い て</p> <p>日程第 4 承認第 24 号 区 域 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p> <p>日程第 5 承認第 25 号 要 保 護 お よ び 準 要 保 護 児 童 生 徒 の 認 定 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p> |
| 議事録作成者 | 教育振興課 増居 志穂 |
| 中村部長 | 午後 4 時 10 分開会 第 10 回 定 例 教 育 委 員 会 を お 願 い し た い と 思 い ま す 。 そ れ で は 職 務 代 理 者 、 ご あ い さ つ を お 願 い 致 し ま す 。 |
| 植田職務代理者 | 引き続き、第 10 回の定例会ということでいくつか案件がありますがよろしくお願いいいたします。 |
| 中村部長 | はい、ありがとうございます。 ・ 前 回 定 例 会 以 降 の 報 告 事 項 で は 職 務 代 理 者 、 定 例 会 の 進 行 を お 願 い いた し ま す 。 |
| 植田職務代理者 | ではただいまの出席委員は 4 名ということで定数に達しております。 平成 30 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 10 回 定 例 会 は 成 立 いた し ま し た の で た だ い ま よ り 開 会 いた し ま す 。 |

| | |
|---------|--|
| | <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。平成30年第9回定例会の議事録について事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますがそれぞれの議事録について御意義はございませんでしょうか。</p> |
| 各委員 | 異議なし |
| 植田職務代理者 | <p>それでは異議なしと認めます。平成30年第9回定例会の議事録は承認いただきました。のちほど委員のみなさんに署名をお願いします。なお、本日の平成30年第10回定例会の議事録署名も全員で行ないますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> |
| 中村部長 | <p>日程第1「議案第33号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>—議案第33号を説明—</p> |
| 植田職務代理者 | ただいま「議案第33号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例について」の説明をさせていただきました。ご質問等ございませんか。 |
| 植田職務代理者 | ふれ愛スポーツ公園は午後9時30分まで、中央スポーツ公園は午後9時まで、秦荘スポーツセンターは午後10時までそれぞれ使用可能となっていますが、使用可能な時間に違いがあるのはどういう意味があるのでしょうか。 |
| 藤居課長 | 使用時間につきましては、旧秦荘町・旧愛知川町時代にこの使用時間でいろんな競技で使われていたという経緯があり、そういうことから、施設によって終わる時間にばらつきがあるというのが現状で、当時から使用しておられる団体等の状況によって時間を設定していると聞いております。 |
| 植田職務代理者 | では特に問題はないのですね。 |
| 藤居課長 | もう1点は、特に野球場や秦荘のグラウンドは土なので、終わった後に整地する時間が必要です。今回のグラウンドは芝生ということでそう |

| | |
|---------|--|
| | <p>いった時間が必要ないことから時間のずれがあります。</p> |
| 植田職務代理者 | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは質疑がないようですのでこれより議案第 33 号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか？</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 植田職務代理者 | <p>異議なしと認めます。よって議案第 33 号は原案通り可決されました。続いて日程第 2 「議案第 34 号 愛荘町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 中村部長 | <p>—議案第 34 号を説明—</p> |
| 植田職務代理者 | <p>ただいま「議案第 34 号 愛荘町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」の説明をさせていただきました。ご質問等ございませんか。</p> |
| 八島委員 | <p>来年 3 月に支給するというので、これを見ると来年 1 月末までに申請をしてもらうということですが、どう PR するか。</p> |
| 中村部長 | <p>それは別途案内をさせていただき、しっかりとお知らせしたいと思います。</p> |
| 植田職務代理者 | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは質疑がないようですのでこれより議案第 34 号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか？</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 植田職務代理者 | <p>異議なしと認めます。よって議案第 34 号は原案通り可決されました。続いて日程第 3 「議案第 35 号 愛荘町立中学校部活動指導員に関する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 中村部長 | <p>—議案第 35 号を説明—</p> |

| | |
|---------|---|
| 植田職務代理者 | ただいま「議案第 35 号 愛荘町立中学校部活動指導者に関する要綱について」の説明をさせていただきました。ご質問等ございませんか。 |
| 八島委員 | 各部活で 1 人ずつですか。 |
| 増居係長 | 愛知中は卓球と柔道、秦荘中はサッカー一部に部活動指導員をお願いしています。 |
| 中村部長 | 全ての部活ではないです。 |
| 植田職務代理者 | 今後はどういう扱いになるのですか。 |
| 中村部長 | 県に対して要望はしますが、県も予算の制約があるので県と協議しながら進めていきたいと考えています。今回は新たに教職員の「働き方改革」ということで県が予算をとってスタートしたところですので、毎年増加するかというとなかなか難しいところかとは思いますが、いずれにしても県との協議は行います。 |
| 植田職務代理者 | 先ほどの話のように部活動の確保というと、こういう方法しかないですよ。でもお金がないとなんとも難しい。 |
| 中村部長 | そのへんは町村教委連協と要望活動しておりますので、しっかりと要望するしかないと思います。また今日の総合教育会議のなかでも中村委員がおっしゃったように町長がその意見をお聞きになっておりますので町の単費でつけられるようならつけていただく方法もあります。 |
| 植田職務代理者 | 現在市の単費でやっているところはあるか。 |
| 中村部長 | あると思います。東近江市にしても彦根市にしても学校数が多いので、学校によってつく、つかないというのは理屈にあわないと思いますので。 |
| 植田職務代理者 | 小さい町ですのでうちでどこまで対応できるかわかりませんが、いろいろなところの状況も見てもらいたいですね。 |
| 八島委員 | 来てくれる人はいるのか。 |
| 中村部長 | 学校のほうでアンテナを張っている感じです。 |

| | |
|---------|---|
| 松浦委員 | 人選というか、広報の仕方はどういう方法ですか。 |
| 中村部長 | 人脈しかないですね。 |
| 植田職務代理者 | その先生か、いまの職員が部活をやる。そのかわり、部活をやれる時間が短いということですね。 |
| 中村部長 | 基本的には外部の方をお願いしています。 |
| 植田職務代理者 | 愛知中にも卓球の指導顧問というのがおられて、その他に部外指導者ということになるのですね。 |
| 中村部長 | そういうことになります。 |
| 八島委員 | 部活は学校教育の一環ではないということになっていくのでしょうか。自分達が経験した部活は教育の一環だからいろいろと言われました。これでいくと職員の時間を短くしようと、聞いたところによると、平日は週3日くらい、土日は2日足して1日になるようにと言われているようなので。そうするともっと部活をしたい人は他に流れますよね。それでもやむを得ないということでしょうか。 |
| 植田職務代理者 | <p>町が作るものとしてはこれ以上のものを作れませんから仕方ないですが、子どもが部活動に期待している部分というのはどう対処していくのかということは、今後教育委員会としても大事にしていっていただかないといけないと思います。働き方改革も大事ですけども、子どものことを保障することから考えて、働き方改革をするので部活が短くなったのではちょっと話が違うと思います。もちろん県も分かっているでしょうけど。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは質疑がないようですのでこれより議案第35号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか？</p> |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 植田職務代理者 | <p>異議なしと認めます。よって議案第35号は原案通り可決されました。</p> <p>続いて日程第4「議案第36号 愛荘町立図書館協議会委員の解囑および委囑について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 中村部長 | —議案第 36 号を説明— |
| 植田職務代理者 | ただいま「議案第 36 号 愛荘町立図書館協議会委員の解嘱および委嘱について」の説明をさせていただきました。ご質問等ございませんか。 |
| 各委員 | —意見、質疑なし— |
| 植田職務代理者 | よろしいでしょうか。 それでは質疑がないようですのでこれより議案第 36 号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか？ |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 植田職務代理者 | 異議なしと認めます。よって議案第 36 号は原案通り可決されました。 続いての議題に入る前に承認第 24 号および承認第 25 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときはこれを公開としないことができる。」となっております。この議案については公開をしないということでお諮りします。よろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 植田職務代理者 | それでは異議なしと認めます。よって承認第 24 号および第 25 号は非公開といたしますのでお願いいたします。 <u>●上記の決定により、「承認第 24 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第 25 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</u> |
| 植田職務代理者 | 以上で平成 30 年第 10 回定例会の案件は終了しました。 午後 5 時 00 分閉会 |